

名 寄 市 下 水 道 事 業 地 方 公 營 企 業 法 適 用 基 本 方 針

概 要 版

平成 29 年 1 月

名寄市建設水道部上下水道室

【目 次】

1. 名寄市公共下水道事業の現状.....	1
2. 下水道事業経営の現状と課題.....	2
3. 公営企業会計とは.....	3
3.1 公営企業会計方式と官公庁会計の違い.....	4
4. 法適用の目的と効果.....	5
4.1 目的.....	5
4.2 効果.....	5
5. 法適用の基本方針.....	6
5.1 法適用対象事業.....	6
5.2 法適用範囲（全部適用または一部適用）及び管理者の設置方針.....	8
5.3 システム構築.....	10
5.4 法適用の時期.....	11
6. 参考資料.....	12
6.1 国の指示について.....	12

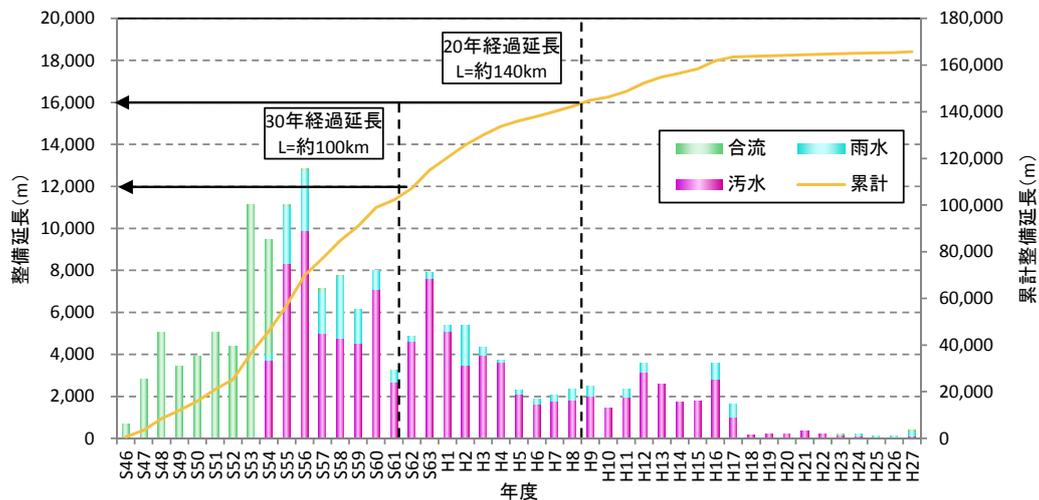
1. 名寄市公共下水道事業の現状

本市は、平成 18 年 3 月 27 日に名寄市と風連町が合併し誕生した。本市の下水道事業は、昭和 55 年 3 月の供用開始以降積極的に施設整備を進め、平成 27 年度末の下水道処理人口普及率 87.2%、水洗化率 97.2%となっている。

今後は、集中的に整備した施設の老朽化に対応した維持管理、改築・更新が事業の中心となるなか、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれており、経営環境は非常に厳しくなることが予想される。

【老朽化の状況】

名寄処理区において、一般的に道路陥没が増加すると言われている 30 年を超えた管渠は約 100km (62%) 程度あるため下水道管施設の老朽化が進んでいる状況である。また、処理場においても現在長寿命化支援制度により改築・更新を実施しており、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費・改築更新費の増大が予想される。



2. 下水道事業経営の現状と課題

今後、人口減少や節水機器の普及等により使用料収入の減少が予想される中、昭和46年度より整備してきた施設の本格的な施設の更新時期を迎えるにあたり、本事業の投資資産（ストック）の原価回収がどこまで進んでいるかを検証して、公営企業として投資資産と資金回収の状況や将来投資も踏まえて、経営のあり方を考えていく必要がある。

しかしながら現行の官公庁会計では、投資資産（ストック）の概念などがなく、さらには、官公庁会計の特徴として、収入と支出が均衡しているため、経営に係る問題点がわかりにくくなっており、経営的視点による事業の検証ができない状況にある。

以上より、本市における下水道事業の経営課題としては、「経理内容の明確化（経営状況の把握）」及び「資産の把握（減価償却費の概念）」が挙げられ、**公営企業会計の導入**による財務状況等の明確化が求められているといえる。

下水道事業の経営の健全化とは、企業性と公共性を両立した経営を目指すことです。

企業性

- 下水道使用料により維持しなければならない**独立採算性**を基礎とする企業
- 常に**損益収支を明確**にし、合理的な経営に努めなければならない

公共性

- 公共用水域の水質保全、浸水の防除などが目的
- **適正な原価**で公正妥当なもの

企業性の課題

- ・ 負担区分の明確化（適正な公費負担）
本市では各事業ともに汚水処理原価に対して使用料原価が不足しており、公費負担の明確化を検証し、使用料妥当性を検討する必要があります。
- ・ 経理内容の明確化（経営状況の把握）
現行の決算では、ほぼ収支均衡になっているが、経費回収率をみると、収支不足額が発生している状況であり、市民にもわかりづらい状況です。
- ・ 資産の把握（減価償却費の概念）
実際の投資資産に対する資金回収の概念がなく、減価償却費による正当な使用料算定が必要となっています。

公共性の課題

- ・ 合理的な整備
- ・ 施設管理の高度化
- ・ 合理的な改築更新

公共性の課題に取り組んでいる施策

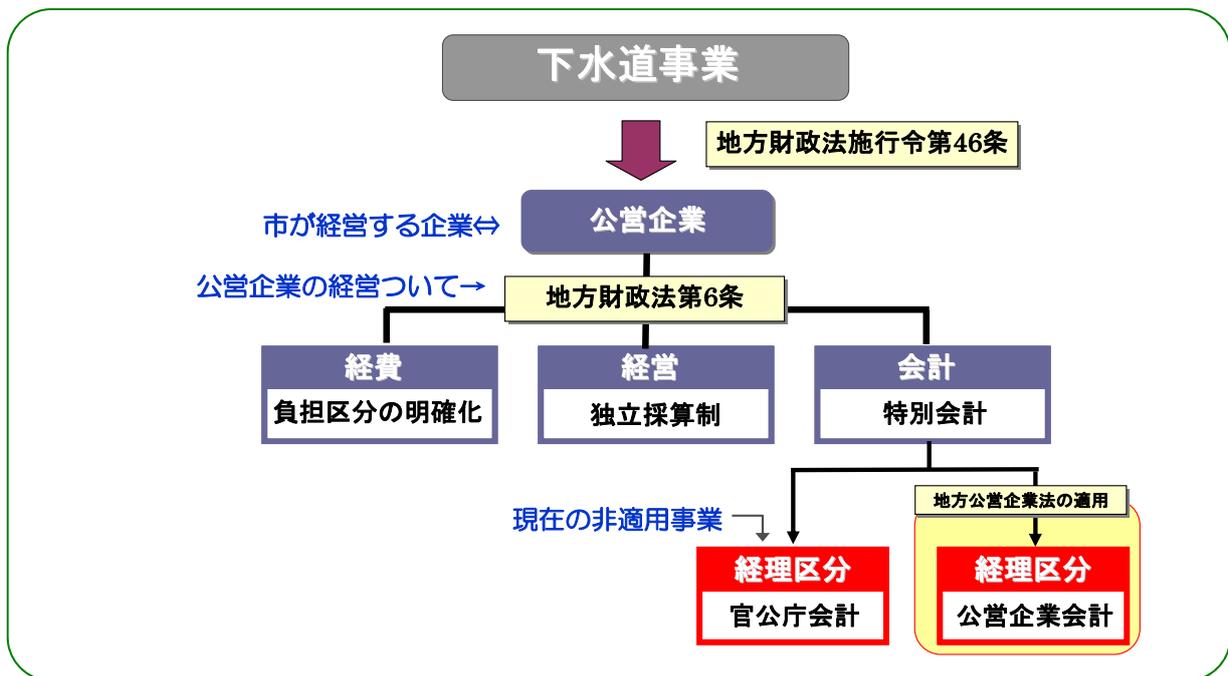
- ・ 下水道の整備
- ・ 施設の長寿命化対策
- ・ Etc

企業性の課題を解決させることが経営健全化に向けて必要な施策であることがわかります。

3. 公営企業会計とは

公営企業会計とは、官公庁会計における経理と全く異なる経理方式のことを指す。発生主義や複式簿記の適用など、企業としての経済性を発揮することを目的として財政状況を明確にすることができる。

なお、公営企業会計を導入するには、地方公営企業法の適用を受ける必要がある。地方公営企業法とは、地方公共団体の経営する企業組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱や企業経営に関する根本基準及び事務を共同処理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例並びに企業の財務の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律である（昭和27年8月1日公布、同年10月1日施行）。



また下水道事業は、法定事業の8事業には含まれておらず、それ以外の事業として条例で定めることにより、地方公営企業法の全部または一部を適用することができる。地方公営企業法の適用（以下、「法適用」という。）とは、地方公営企業法を適用して現在の官公庁会計から公営企業会計に経理区分を変更することをいう。

地方公営企業法の適用の区分（地方公営企業法第2条）		
当然適用 （全部適用）	当然適用 （財務規定等適用）	任意適用
①水道事業 ②工業用水道事業 ③軌道事業 ④自動車運送事業 ⑤鉄道事業 ⑥電気事業 ⑦ガス事業	⑧病院事業	その他の事業 簡易水道事業 下水道事業 など

3.1 公営企業会計方式と官公庁会計の違い

現行の官公庁会計と公営企業会計の違いは以下に示すとおりである。なお、下水道事業は、任意適用事業であり「一部適用」とは以下のうち財務のみを適用する事をいう。

分野	詳細項目	官公庁会計	公営企業会計
財務	収支区分	歳入と歳出のみの表現であり、企業としての経営見通しが分からない。	収益的収支と資本的収支に区分され、経営状況（赤字・黒字）や財務状況（資産の状況など）が明確に表現される。
	経理方法	単式簿記 （家計簿的経理）	複式簿記 （企業の経営状況を明確にする経理）
	経理認識	現金主義 （現金の動きのみを経理するため、未収・未払などの債務・債権が経理されず、適切な経営状況が把握できない）	発生主義 （債務・債権が発生した時点より経理がされるため、経営状況が明確に表現される）
	資産把握	なし 企業の資産がどれだけあるのか、その状況が把握できない。	減価償却の導入（資産管理の導入） 企業資産が明確になり、減価償却費の導入によって原価が明確になり、企業の経営状況が明確になるとともに、原価が分かりやすくなる。
	出納整理期間	翌年度の 5/31 までの予算執行が認められている	なし 3/31 時点での経理により決算処理がされ、発生主義に基づく債務・債権により明確な財務状況が公表される。
組織	市長部局として運営	原則として管理者を設置（条例で定めることにより管理者を置かないことも出来る） 企業管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調整・職員人事、契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最小限にとどめ、自らの判断と責任において事業体の運営ができ、企業としての独立性が確保できる。	
身分	市長部局として、一般行政職員と位置づけられている。	企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関連法の適用を受ける。	

4. 法適用の目的と効果

4.1 目的

本市では、「経理内容の明確化」や「資産の把握」など企業性の課題を解決させるために公営企業会計の導入が最善の対策と考えられる。

よって、将来の改築及び維持管理に係る費用を的確に把握するとともに、負担区分の明確化や資産の把握など、事業の安定的な継続を実現する企業経営を構築することを目的に、複式簿記や発生主義による企業会計方式を導入することとした。

4.2 効果

公営企業会計を導入したからといって、すぐに事業経営が健全化するわけではないが、財務諸表等を活用した経営分析による事業評価を実施し、経営課題の抽出を行い、その対策を講じるというサイクルを繰り返すことによって、市民の理解を得ながら、『経営健全化』が図られるものである。

経営側に対する効果

(1) 経営状況の明確化

損益取引と資本取引との区分、発生主義、複式簿記の採用などにより経営状況が明確化するとともに、財務状況（資産など）とあわせて総合的な事業評価が行える。

(2) 維持管理の時代に対応した経営体制づくり

資産の適切な把握により、事業の安定的な持続に必要な経営情報が整理され、良質な下水道サービスが提供できる経営体制づくりが可能となる。

(3) 職員の経営意識の向上

経営状況が明確となるため、職員の経営意識のなお一層の向上が図られることが期待できる。

市民に対する効果

(1) 情報公開と透明性の向上により市民の理解を深める

損益計算書や貸借対照表等の財務書類等の作成により下水道の受益者であり、下水道経営を支える主体でもある市民等に対し、事業の経営状況の正確な把握が可能となり、負担と受益の関係も分かり易くなるため、市民の理解の深まりが期待できる。

(2) 適切な下水道使用料の設定

経費負担区分の明確化により下水道使用料の対象原価を明らかにし、市民が支払う下水道使用料を適切に算定（検証）できるようになる。

5. 法適用の基本方針

法適用の基本方針は、市の執行体制や関連部局との調整事項を踏まえて検討する必要があり、本市においては既に法適用をしている水道事業を参考に、基本方針について以下の方針とする。

項目	基本方針	説明
法適用事業	公共下水道事業及び個別排水処理施設事業	現行の個別排水処理事業の管理体制等より、合わせて法適化した方が事業運営上、合理的である。
法適用範囲	全部適用	現行の水道事業との統合体制を考慮し、全部適用を行うことの方が事業運営上、効率的である。
管理者の設置方針	設置しない	管理者の権限は市長となる。
システム構築	水道事業と整合を図る	水道事業で導入済みのシステムと整合を図り、会計事務の効率的な運用を図る。
法適用の時期	平成 32 年 4 月 1 日	法適用後の体制を十分検討し、万全な組織で対応が可能となる。また資産調査期間が十分確保できる。

5.1 法適用対象事業

本市における下水道事業としては、「公共下水道事業」と「個別排水処理事業」が該当する。基本的には一体的に全ての事業を法適化する方針が望ましいが、以下の着眼点に留意し判断する。

【法適用対象事業検討における着眼点】

- ① 現状の会計区分及び組織体制
- ② 使用料体系の考え方

事業名	管理組織	使用料 (5m ³ まで)	備考
公共下水道	上下水道室	710 円	会計区分は、 一特別会計
個別排水処理	上下水道室	710 円	

上記のように管理組織、使用料及び会計区分においても個別排水処理事業は、公共下水道と同じサービス水準であると定義されるため、併せて法適化することが合理的であると考えられる。

以上より、法適用対象事業は、「公共下水道事業」及び「個別排水処理施設事業」を法適化の対象事業とする。

5. 2法適用範囲（全部適用または一部適用）及び管理者の設置方針

公共下水道事業は、条例により「全部適用」または「一部適用」が選択できる「任意適用事業」となっているため、その方針を定める必要がある。以下に全部適用と一部適用の比較を示す。

項目	全部適用	一部適用
適用範囲	<p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 組織（第2章第7条～第16条） ■ 財務（第3章第17条～第35条） ■ 職員（第4章第36条～第5章第39条の3） 	<p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 財務（第3章第17条～第35条）
	地方公営企業法の全てを適用する	地方公営企業法のうち財務規定のみを適用
財務規程	<p>地方公営企業法の財務規程に準じて、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理等）の採用により経営内容が明確となる。</p>	全部適用の場合と同様である。
	公営企業会計の経理手法が規定されている	公営企業会計の経理手法が規定されている
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として管理者を設置する。 ■ 企業管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調製・職員人事・契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最小限に止め、自らの判断と責任において事業体の運営ができ、企業としての独立性が確保できる。 ■ ただし、一部の権限（予算調製権、議案提出権、決算の審査、過料（罰の一種）を科す権限等）は長に留保される。 ■ 企業の条例で定めることにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者の権限は自治体の長が行う。
	管理者を設置することができ、事業運営等に係る権限を有することができる。	管理者は、市長であり、従来どおりである。
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関連法の適用を受ける。 ■ 労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 ■ 政治的行為の制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 ■ 政治的行為の制限がある。
	独立した企業であるため、一般行政職員と区別される。	従来どおり、一般行政職員となる。
経営上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務規定の適用により経理内容が明確となる。 ■ 組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる。
	市長部局と独立した企業として、その運営・経営について管理者に任せられる。	公営企業会計が導入されるが、組織については、従来どおりとなる。

なお、本市における法適化最大の目的は「経理内容の明確化」や「資産の把握」など企業性の課題を解決させるために公営企業会計の導入であり、「一部適用」によって目的は達成されるが、法適用後の組織体制等により方針を定める必要がある。以下に、本市における法適用範囲ごとの優位性を示す。

項目	全部適用	一部適用
財務	地方公営企業法の財務規程に準じて、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理等）の採用により経営内容が明確となる。	全部適用の場合と同じである。
	○	○
組織	管理者（市長）の判断と責任において事業体の運営ができ、公営企業としての独立性が確保できる。	管理者を設置することはできず、権限は自治体の長が行う。 ただし、市規模を勘案すれば、従来どおり自治体の長が権限を有して運営するのが現実的である。
	○	○
職員	企業職員として一般行政職員と区分される。 水道事業との実質的統合を図るためには、水道事業と同じ企業職員として区分して運営することが最も効率的である。	一般行政職員の身分のままであるため、水道事業の企業職員とは区分され、実質的統合が図られない。
	○	×
法適化事務	下水道課職員の身分等の変更及び整理が必要（一般行政職員→企業職員）となり事務作業が増えるが、移行年度のみである。 会計規程の制定をはじめ、組織編制に伴う条例等の制定・改正が多く必要となるが水道事業の条例や規程を参考にすることができ、手間なく作成することが可能である。	移行年度においては組織編成が必要ないため、全部適用に比べ少ない事務量で法適化が行える。ただし、現状組織統合されており、将来的に水道事業同様全部適用とした場合、再度条例規則の作成や、下水道課職員の身分変更等の事務作業が発生し更なる事務作業の増大が考えられる。
	○	×

○：本市では優位性がある、×本市では効果が発揮できない

本市の組織体制などを考慮すれば、全部適用にすることで優位性が発揮できるため、水道事業と同じように「全部適用」が適切であると考えられる。

将来においても管理及び経営部門の統合など更なる事務の効率化を検討することが可能となる。なお、一部適用とし、水道事業との財務会計システムの統合も考えられるが、負担区分の増加に伴う事務の煩雑化等、デメリットが強調されることになると考えられる。

また管理者の設置方針においては、管理者を市長として円滑な組織運営を可能とするため、管理者を置かないものとする事が望ましい。

以上より、**法適用範囲は「全部適用」を採用し「管理者を設置しない」方針とする。**

5.3システム構築

官公庁会計から企業会計への会計方式変更に伴い、新たに会計事務を処理するための公営企業会計に対応したシステムの構築が必要となる。

新たに構築が必要となるシステムは、次の二つの機能を有するシステムとなるが、基本的には水道事業で使用しているものと整合を図るものとする（既存システムに下水道事業分のライセンスを追加する）。

表 5.1 新たに構築が必要となるシステム

種別	目的
公営企業会計システム	公営企業会計方式による出納・会計事務全般の処理
固定資産管理システム	地方公営企業法の財務規定に基づく固定資産管理

【システム構築の基本方針】

- ①会計移行後の確実な稼働の確保及び職員の操作研修に必要十分な仮運用期間を設ける。
- ②会計システムは水道事業と共同でシステム構築し、同一システムを使用することにより経費の節減及び会計事務の効率的な運用及び金融機関との円滑な調整を図る（水道事業との連携、調整が必要）。
- ③既存の回線、業務端末及び印刷機を利用することとし、省エネ、省スペース化に配慮した構成とする。
- ④稼働後のランニングコストを含めたトータルコストによる経済性を考慮する。
- ⑤安定した稼働の確保及び経済性からパッケージシステムの導入を基本とするが、必要に応じカスタマイズが可能なシステムとする。

5. 4法適用の時期

本市における法適用準備期間について、平成 31 年度 4 月 1 日（Case1）及び法適化要請期限である平成 32 年度 4 月 1 日（Case2）について比較検討を行った。

検討の結果本市において、資産調査、移行事務共に必要最小限の時間が確保でき、職員の意識向上も図るために必要な準備期間は 3 ヶ年（本年度除く）と判断し、**平成 32 年 4 月 1 に法適用**する事が最適であると判断した。

作業項目				Case1 H31.4.1	名寄市法適化 H32.4.1
	H28 (本年度)	H29	H30	H31	H32
I 基礎調査	 				
II 資産調査・整理		 			
III 移行事務支援			 		
IV システム構築			 		

 今回採用 (Case2)
 検討対象 (Case1)

6. 参考資料

6.1 国の指示について

総務省ならびに国土交通省における下水道事業の法適用についての指示事項を示す。



下水道事業における経理内容の明確化、透明性の向上等を図るために地方公営企業法の適用を推進する

国は地方公営企業会計制度について、平成24年度に資本制度の見直し、平成26年度より会計基準を見直し、公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行っている。

残された課題である財務適用範囲の拡大については、平成25年度に総務省において「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し検討を行った。同研究会の報告書では、公営企業の有する施設の維持管理・更新等が喫緊の課題となっている中、特に簡易水道事業、下水道事業については財務規定等の適用の必要性が高いとされており、固定資産情報の整備・台帳整備の手法を示すことを中心とした法適用のマニュアルを整備する必要性についても触れられている。

こうした報告等を踏まえ総務省では、地方公営企業法の財務規定等の適用を推進するため、H27年度に「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」を開催し、その適用に関する実務的な取扱いの整理しマニュアルを作成した。

平成27年1月27日に「公営企業会計の適用推進について」が総務大臣通知より要請され、公営企業適用促進のスケジュールや範囲等を示した「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が公表された。人口3万人以上（名寄市平成22年度国勢調査人口30,591人）の団体については下水道事業（公共下水道・流域下水道）を平成32年4月までに公営企業会計への移行する要請が提示された。

公営企業会計の適用の推進について(要請) (平成27年1月27日付 総務大臣通知)

※ 併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知(自治財政局長通知)

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

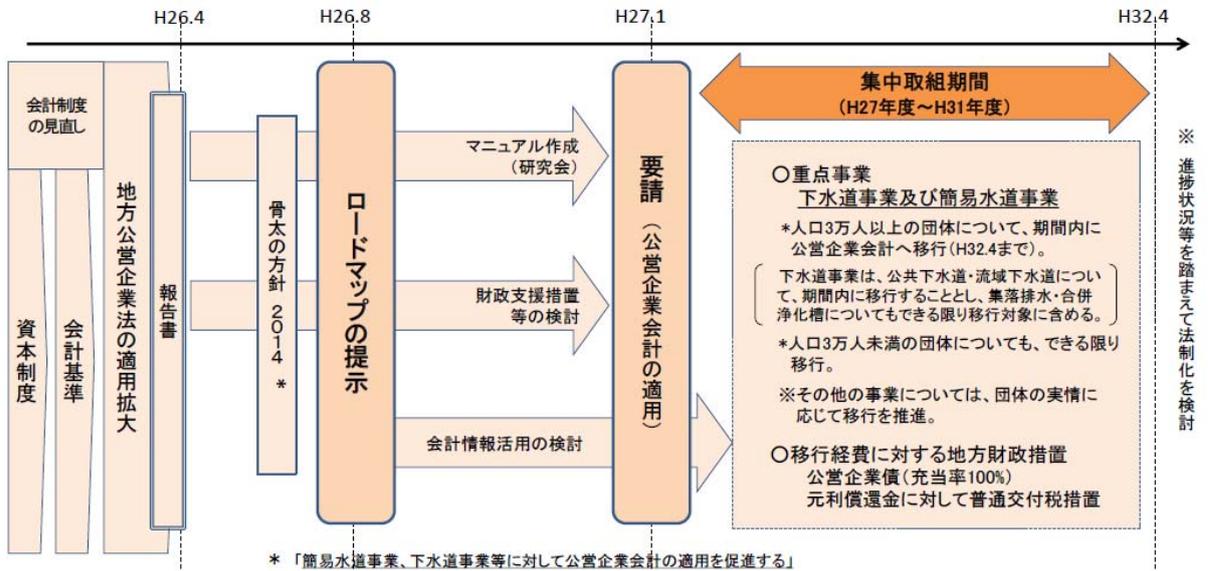
- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。
 - ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
 - ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
- ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ (平成26年8月発出)

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



地方公会計の適用に当たっては、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」において以下のように明記されている。

7. その他

(2) 地方公会計との関係

地方公会計の整備促進については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付総財務第 14 号総務大臣通知）において、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請しているところである。

このため、公営企業会計を適用していない公営企業であっても、遅くとも平成 29 年度から統一的な基準による財務書類等を作成する必要があることに留意されたい。

なお、集中取組期間内に公営企業会計に移行する公営企業にあつては、統一的な基準による財務書類等の作成を要しないものである。

平成 27 年度～平成 31 年度の期間で公営企業会計へ移行する団体に対しては、地方公会計への要請はしない旨が提示されている。